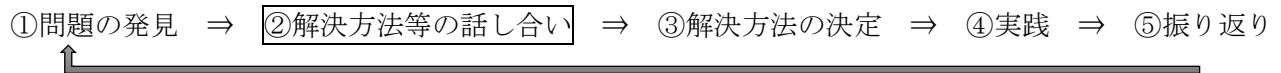


1 はじめに

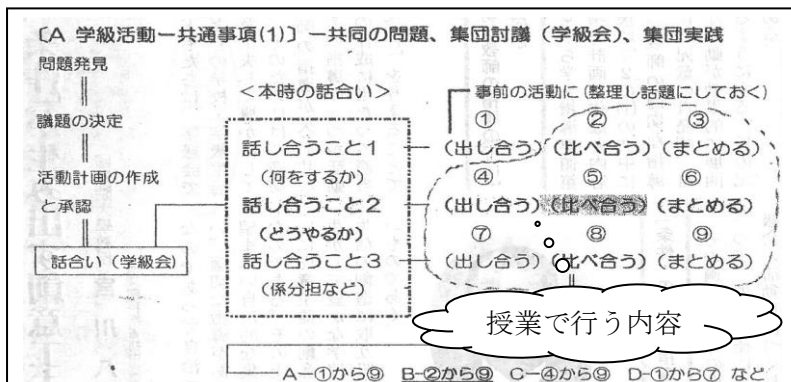
現行の指導要領(平成 29 年告示版)では、特別活動編第 1 節学級活動 において、(3)一人一人のキャリア形成と実現が新たに設けられた。(これまでは〈1〉学級や学校での生活…〈2〉日常の生活や健康安全…)学級活動 (1)～(3)を通して、以下のような学習過程を充実させることが、解説で述べられている。



以上を踏まえて、課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成して意思決定する…という学習過程を重視した手法である、「3 段階討議法」での学級会の進め方を年度始めの職員会議で提案し、全学年で実践することとした。

2 自発的・自治的能力を育む指導の実践

多様な意見を生かしながら、よりよい集団決定ができるようにするために、「出し合う」→「比べ合う」→「まとめる (決める)」で展開していった。ただし、話し合いが進まない場合は、以下のような手立てが必要である。(議長が指名・周りと相談する時間を設ける・グループで相談するなど)



宮川八岐氏の資料より抜粋

〈発達段階に応じた配慮(例)〉

低学年

司会団の仕事を教師が見本を提示し、徐々に児童に任せる。

中学年

本時の目当てを明確にし、マニュアルを基に進行させる。

高学年

計画委員を立ち上げ効率よく進行するとともに、臨機応変な対応ができるよう指導する。

柱を立て、「出し合う」→「比べ合う」→「まとめる (決める)」の順に話し合いを進めることで、今何をしている時間なのかを明確にし、児童の混乱を防ぐようにする。

(例) 議題「1 学期おつかれ様会を開こう」

(1)「出し合い」 ・ドッチボール ・なんでもバスケット 等

(2)「比べ合う」 自分の意見 + 理由 を述べる。

(3)「まとめる」 多数決などで決めるのではなく、全員が納得できるよう折り合いをつけるようにする。



3 成果と課題

成果として、児童が主体的に話し合いに参加し、建設的に議題をまとめる力が身に付いてきた。(職員アンケートより) また、自治的範囲を教師が明確に示し「条件」を出したことで、児童は自治的範囲内で自治的活動を自発的・主体的に取り組むことができるようになってきた。一方で、話し合いマニュアルにこだわり過ぎない臨機応変な話し合いの司会進行のスキルの向上や全校児童で役割分担し、学校の問題を自分のものとして捉える態度の育成に課題がみられた。